

県民参画の森林づくり促進事業補助金交付要綱

制 定 令和4年3月23日

（趣 旨）

第1条 県は、県民一人一人の森林づくり活動への参画を促進するため、地域の実情や幅広い世代の意向に沿った効果的な森林づくり活動や森林づくり意識を醸成する活動を支援する目的で、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象）

第2条 補助金は、福島県内で森林づくり活動を行う団体（以下「事業主体」という。）が、別表1に掲げる事業を行う場合に同表に掲げる経費について交付するものとし、営利を目的とした事業、宗教活動、政治活動や選挙活動に関連する事業、福島県及び市町村から森林環境税を財源とした他の補助金又は交付金を受ける事業は除くものとする。

なお、事業主体とは別に定める要件に該当する団体とする。

（補助金額）

第3条 事業主体に対する補助金額は、別表1に掲げる補助率の範囲内において、知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第1項及び第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

（1）収支予算書（第2号様式）

（2）事業の内容及び経費の配分（第3号様式）

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 事業主体は、規則第4条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に定める変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増減を必要とする変更
 - (2) 補助対象経費の20%を超える節間の配分の変更
 - (3) 事業内容の変更
- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- 3 規則第6条第2項に規定する補助事業の完了後においても従うべき事項は次のとおりとする。
- (1) この要綱に基づき補助を受けた事業主体は、補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付目的に従い効果的な運用を図らなければならない。

(変更の承認)

- 第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前条第1項の軽微な変更を行う場合にあっては、前項の規定に関わらずその旨を事業変更報告書(第5号様式)により知事に報告すること。

(申請を取り下げることが出来る期日)

- 第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

- 第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、事業主体の請求により、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、事業補助金概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第9条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、事業実施状況報告書(第7号様式)により、別に定める日までに行うものとする。
- 2 事業主体は、当該事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 規則第13条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を受けた年度の3月31日(全額概算払に係るものについては当該年度の翌年度の4月10日)のいずれか早い日までに行わなければならない。
- (1) 収支精算書(第2号様式)

(2) 事業の内容及び経費の配分（第3号様式）

(3) 活動状況写真

(4) その他必要な書類

2 第4条第4項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第4条第4項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業補助金交付請求書（第11号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 事業主体は、補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内で知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（会計帳簿等の整理等）

第13条 補助金の交付を受けた事業主体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（権限の委任）

第14条 規則及びこの要綱に定めるところにより知事の権限であって別表1に掲げる事業に関するものは、福島県財務規則第4条第3項の規定に基づき、別に定めるとおり福島県農林水産部長若しくは所轄の福島県農林事務所長に委任する。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業区分	事業項目	事業主体	補助率	補助対象経費
林業体験支援 タイプ	(1)チェーンソーや刈払機の操作指導 (2)高性能林業機械の実演 (3)その他機械を使って行う林業体験活動の実演、指導	ふくしま・グリーンフォレスターの会 県内に事務所を有する 森林組合など林業経営体	定額 (上限50万円)	事業項目の実施、普及に要する経費 ア 報償費 イ 旅費 ウ 需用費
森林整備・ 緑化活動支援 タイプ	(1)植栽、地拵え、下刈り、除伐、間伐、竹林整備等の緑化・森林整備活動(景観整備、有害鳥獣等に対する緩衝帯整備を除く) (2)森林づくりの意識を醸成する目的で行う次の活動 ・森林散策、生物植物観察 ・木工クラフト、木育活動 ・炭焼き体験 ・きのこの植菌体験 ・緑の少年団活動 ・その他森林環境教育活動など	県内に事務所を有する 林業関係団体	事業費の1/2以内の額	(フ) 消耗品費 (イ) 燃料費 (ウ) 印刷製本費 (エ) 修繕費 (オ) 安全管理費 エ 役務費 オ 委託料 カ 使用料及び賃借料 キ 原材料費 ク 負担金
	(3)上記(1)、(2)のための作業歩道または遊歩道の設置、修繕 (4)上記(1)から(4)の技術向上を目的とした研修会や勉強会の開催 (5)森林づくりに関する啓発広報活動 (6)森林づくりに関する集会、コンクール等の開催	民間非営利活動団体 森林ボランティア活動団体	事業費の1/2以内の額 (上限35万円)	

第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

福島県知事

所在地：

名 称：

代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり県民参画の森林づくり促進事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 収支予算書 (第2号様式)

3 事業の内容及び経費の配分 (第3号様式)

4 事業着手予定年月日 年 月 日

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

収支予算(精算)書

(1) 収入の部

区 分	予算額	精算額	比較増減額	備 考
県補助金	[円]	[円]	[円]	
自己資金				
計				

(2) 支出の部

事業内容	予算額	精算額	比較増減額	備 考
	[円]	[円]	[円]	
合 計				

事業の内容及び経費の配分

事業区分	事業内容		事業費	負担区分		備考
	種類	数量		補助金	その他	
(林業体験支援 タイプ)						
(森林整備・ 緑化活動支援 タイプ)						

注) 備考欄には、事業費内訳を記載する。

年 月 日

福島県知事

所在地：

名 称：

代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度県民参画の森林づくり促進事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日付け福島県指令 第 号

2 変更（中止・廃止）の理由

3 増額（減額）補助金

金 円

4 変更（中止・廃止）の内容

別紙のとおり

注）「変更内容」の別紙は、補助金交付申請書（第1～3号様式）の様式に準ずる書式を用い、変更前の計画を上段に、変更後の計画を下段に記載すること。

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

福島県知事

所在地：

名 称：

代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業変更報告書

下記のとおり、 年度県民参画の森林づくり促進事業に関して軽微な変更をしたので報告します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日付け福島県指令 第 号

2 変更の理由

3 変更の内容

別紙のとおり

注) 「変更の内容」の別紙は、第1～3号様式に準ずる。

福島県知事

所在地：
名 称：
代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった県民参画
の森林づくり促進事業補助金について、金 円を概算払により交付して下さる
よう請求します。

記

事業区分	(林業体験支援タイプ) (森林整備・緑化活動支援タイプ)
事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A - B - C)	円

振込先 金融機関：
口座種別：
口座番号：
口座名義人：

第7号様式 (第9条関係)

年 月 日

福島県知事

所在地：

名 称：

代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業実施状況報告書

年度県民参画の森林づくり促進事業に関する遂行状況について、補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日付け福島県指令 第 号

2 遂行状況

年 月 日

福島県知事

所在地：

名 称：

代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業完了報告書

年度県民参画の森林づくり促進事業について、下記のとおり完了したので報告
します。

記

1 事業区分

2 交付決定年月日

年 月 日 付け福島県指令 第 号

3 交付決定額

金 円

4 着手年月日

年 月 日

5 完了年月日

年 月 日

年 月 日

福島県知事

所在地：

名 称：

代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業実績報告書

年度において、下記のとおり県民参画の森林づくり促進事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 収支精算書 (第2号様式)

3 事業の内容及び経費の配分 (第3号様式)

4 事業着手年月日 年 月 日

5 事業完了年月日 年 月 日

年 月 日

福島県知事

所在地：
名 称：
代表者： 氏 名

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった、県民参画の
森林づくり促進事業補助金について、同通知の第 号の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 福島県補助金等に関する規則第14条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 (A) | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 (B) | 金 | 円 |
| 4 県補助金返還相当額 (B - A) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類
(3の金額の積算の内訳等)

福島県知事

所在地：
名 称：
代表者： 氏 名

県民参画の森林づくり促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった県民参画の森林づくり促進事業補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事業区分	
事業費	円
交付決定額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A－B－C）	円

振込先 金融機関：

口座種別：

口座番号：

口座名義人：